

平成27年3月16日  
長島ダム管理所  
電気通信係

## 長島ダム管理所ツイッター運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、長島ダム管理所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

### 2. 基本ポリシー

本アカウントの運用は、長島ダム管理所が管理する長島ダムの防災情報及び行政情報等を発信することを通じ、利用者の利便性を高めると共に、当事務所の業務について理解を深めていただくことを目的とする。

### 3. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は長島ダム管理所、アカウントの管理は電気通信係とし、以下のとおり運用することとする。

#### (1) 発信する情報

ア出水時における長島ダムの防災情報

イ震災時における管理施設の被災状況などの防災情報

ウ長島ダム及び長島ダム周辺地域イベント情報

エ長島ダム周辺の季節情報

オ長島ダム管理所の記者発表の情報やダム管理事業の実施状況等に関する情報

カその他、長島ダム管理所が必要と判断した行政情報

#### (2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、長島ダム管理所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を担当する所管課が作成する。

#### (3) 発信にあたっての留意点

ア誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。

イ信頼性が担保できない情報は発信しない。

#### (4) 発信手順

情報の発信にあたっては、管理所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。

#### (5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがある。

#### (6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を管理所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

#### (7) 利用の促進

長島ダム管理所は、利用者の信頼性向上のため「ライフラインアカウント」に登録する。

#### (8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所有する防災情報等を引用する場合を除き、原則長島ダム管理所ホームページとする。

#### (9) 状況の監視

PCからアクセスするツイッター画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

### 4. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知する。

### 5. その他

情報発信については、平成25年5月1日付内閣官房情報セキュリティセンター事務連絡「政府機関におけるソーシャルメディアの利用に係る情報セキュリティ対策等について（注意喚起）」に基づき、運営する。

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。